

A1-17

役員等報酬規程

## 社会福祉法人愛知慈恵会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛知慈恵会（以下、「法人」という。）定款第9条及び第25条の規定に基づき、常勤役員（理事長、業務執行理事及び常任理事）、非常勤役員（理事及び監事）、及び評議員並びに評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、法人の役員報酬は支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員（以下、「非常勤役員等」という。）については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社員旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊費、食卓料）を支給する。（別表2）旅費の精算の方法については、毎年度末に一括清算とする。ただし、理事長が必要と認めた場合は、年度の途中であっても都度の精算支給をすることができる。

### (報酬等の支給方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した年度末に支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (端数の処理)

第5条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年6月23日より施行する。

この規程は、平成30年3月29日より施行し、  
平成29年6月23日より適用する。

この規程は、令和元年6月26日より施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬・源泉所得税控除後の金額)

(1) 評議員

	報酬の額
評議員会への出席	50,000円(年額)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円(日額)

(2) 理事

	報酬の額
理事会等会議への出席	50,000円(年額)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円(日額)

(3) 監事

	報酬の額
理事会への出席	50,000円(年額)
評議員会への出席	50,000円(年額)
監事監査等への出席	30,000円(日額)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円(日額)

(4) 評議員選任・解任委員

	報酬の額
評議員選任・解任委員会への出席	18,000円(年額)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円(日額)

(5) 苦情解決第三者委員

	報酬の額
会議、研修等への出席	10,000円(日額)
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000円(日額)

別表2（非常勤役員等の旅費）

(1) 非常勤役員等の出張旅費

旅費※ <sup>1</sup>	宿泊費(日額)	日当・食卓料※ <sup>2</sup>	その他	支払方法
実費	18,000 円	3,300 円	実費	年度末一括 又は都度支払

※1 旅費（実費）については、都度精算支払も致します。

※2 食卓料は、宿泊を要しないが、食費を要する夜数に応じ、一夜あたりの定額により支給する。

(2) 交通費及び交通機関の利用区分表

区分	非常勤の役員等
鉄道	グリーン席 ～ 指定席
バス	実費
航空機	ビジネス ～ エコノミー
船舶	グリーン席 ～ 指定席

(3) 個人車輛を使用の場合の旅費（所属事務所・自宅 ↔ 法人本部事務所）

一宮市内 稲沢市内 あま市内	(往復) ↔ 法人本部事務所	5,000 円/1 回当たり
名古屋市内 小牧市内 春日井市内 犬山市内	(往復) ↔ 法人本部事務所	
白川村内 根羽村内 郡上市内	(往復) ↔ 法人本部事務所	10,000 円/1 回当たり (高速道路通行料を含む)